

鳥取県告示第 829 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年9月28日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
大山口停車場大山線	西伯郡大山町末長字上大澤 286-4 地先から同町所子字砂口 242-10 地先まで	平成 19 年 9 月 29 日
大山口停車場線	西伯郡大山町所子字上沢 1298-1 地先から同町國信字下平ノ前 1327-1 地先まで	〃